

## 第 87 回 理 事 会 議 事 次 第

日本商品先物振興協会

日 時 平成 23 年 9 月 22 日 (木) 正午

場 所 日本商品清算機構 会議室 (日商協ビル 1 階)

議 案

第 1 号議案 会員の加入について

第 2 号議案 流動性向上のための取引システム等の見直しに関する要望  
について

第 3 号議案 関西商品取引所米先物市場の振興支援について

そ の 他

以 上

## 会員の加入について

商号 株式会社 外為ジャパン  
住所 東京都渋谷区東三丁目16番3号 エフ・ニッセイ恵比寿ビル 2F  
代表者 代表取締役社長 中野 雄介  
資本金 9億8千万円  
設立 昭和46年11月16日  
株主 プラネックスホールディング(株) 100%  
主要事業 外国為替証拠金取引業務及びCFD取引業務  
商先業者の許可を受けた日 平成23年8月12日  
許可の対象となる業務の種別 店頭商品デリバティブ取引及びその取次、代理、媒介  
主な取扱商品 商品CFD(金、銀、石油)FX取引  
本会への加入日 理事会で承認された日(平成23年9月22日)とする。

以上

## 流動性向上のための取引システム等の見直しに関する要望について

流動性増大の観点から市場戦略統合委員会でとりまとめた「取引システム等の見直しの方向性」に則して、(株)東京工業品取引所に検討を要望することが承認された。

また、検討にあたっては、東工取において取引参加者をメンバーとする検討機関を設置いただくようお願いすることについても、併せて承認された。

### 記

#### 【流動性向上のための取引システム等の見直しの方向性】

##### 1. ザラバ終了時の引け板合せの導入について

流動性の増大につながるよう、より多くの約定成立が期待できる大証のマッチング方法を参考としつつ、日中立会終了時に板合せ取引を導入する。

注) 大証では、直近の約定値段を基準として一定の範囲内の値段であれば約定させ、当該値段幅を超えた場合には約定を一旦保留させる「ダイナミック・サーキット・ブレーカー」を採用。

##### 2. シフト立会の導入について

商先業者の負担を考慮しつつ、板合せ取引において限月ごとに順次、立会を開始する「シフト立会」を導入する。

##### 3. CB運用の見直しについて

CBの限月間連動を廃止する。

その際、取引所ホームページにおいて、限月ごとのCB発動履歴（発動の時間、回数）及び現在値幅等を分かりやすく開示したうえで実施する。

##### 4. MO（マーケット・オーダー）注文の約定機会増加策について

(1) 引け板合せ及びダイナミック・サーキット・ブレーカーの導入  
(前記1. に同じ)

(2) TAS（トレード・アット・セツルメント）の導入

取引所及び取引参加者の双方において相当なコストを要することが想定されるため、引続き、流動性増大への効果、システム対応における負荷等、導

入する場合の課題について検討をお願いする。

注) T A Sとは、対象商品のザラバ取引中において、同一計算区域の帳入値段又は帳入値段の上下一定幅の値段で売買を成立させることを目的として行われる取引（帳入値段決定後に行う取引ではない。）。

### (3) ブロック取引の利用

当事者の一方を投資信託・当業者に限定している使用制限の解除、小口化を含む一般投資家の利用等、流動性増大に向けたブロック取引の利便性について検討をお願いする。

## 5. 立会時間の変更について

流動性増大の観点から、立会時間を変更することについて、引続き、検討をお願いする。

## 6. NSCO（ノンスタンダード・コンビネーション・オーダー）注文等の改善について

NSCOの運用制約解除、SCO（スタンダード・コンビネーション・オーダー）のスプレッド板の提供について、商先業者の意見を踏まえつつ検討を求める。

注) NSCO：商品間の値ざやで発注する注文  
SCO：限月間の値ざやで発注する注文

## 7. 次期取引システムの検討等にあたって

次期の取引システムを検討するに際しては、他の取引所との統合等システムコストを引き下げるための抜本的な方策に加えて、以下のことについて考慮をお願いする。

- ① 取引高が低迷している現在の市場の状況に鑑みれば、流動性（板の厚み）があることを前提とした約定ルールによる現行の取引システムを継続させることが妥当か否か（以前の成行注文全量約定を可能とする約定ルールについて再考いただくことを含む。）。
- ② 取引高の低迷、並びに取引所及び取引参加者の経営の現状を考えたとき、高額なシステム投資を先行させることの是非。

以 上

23 先物振興発第 21 号

平成 23 年 8 月 31 日

関西商品取引所

理事長 岡 本 安 明 様

日本商品先物振興協会

会長 加 藤 雅 一

### 米先物市場の振興に向けた支援について

本年 8 月 8 日に貴取引所及び株式会社東京穀物商品取引所において、商品先物業界が念願していた米先物取引の試験上場取引が開始されましたことは、真にご同慶の至りであります。

当協会は、平成 22 年 7 月に貴取引所に対し、市場再興に向けた貴取引所の取組において十分な成果が得られなかった場合には、わが国に商品市場を存続させるとの大局的観点から抜本的な再編を図られるよう提言いたしました。その背景となった、わが国の商品市場全体の市場の流動性及び商品先物取引業者の経営環境は未だ改善しておりませんが、貴取引所におかれましては、出来高が約 280 枚/日であった平成 22 年度（剰余金約 2 百万円）に比べまして、米の取引によってこの 8 月の出来高は約 2,500 枚/日となっております。

わが国において米の流通が自由化され、米に携わる事業者が価格変動リスクや在庫リスク等にさらされる中で、指標となる価格を提供し、リスクヘッジを可能とする米先物市場は、米の生産・流通・消費を円滑にする産業インフラとして重要な役割を果たしていかなければなりません。現下においては、米先物市場を産業インフラとして機能させ、これを契機にわが国の商品市場を再興させることも重要な課題であり、商品先物業界に関わる者の共通の願いであると思料いたします。

このような状況に鑑み、当協会として、貴取引所に求めた前記提言を撤回し、米先物市場の振興にできる限りの支援をいたしますので、貴所におかれましては引き続き市場再興にご尽力賜りますようお願い申し上げます。